

## 溶接事業者検査に関する注意喚起及び 調査指示文書の受領について

平成23年12月22日  
北陸電力株式会社

当社は、本日(12月22日)、原子力安全・保安院より、指示文書「溶接事業者検査の一部未実施について(注意喚起及び指示)」を受領しましたので、お知らせします。

九州電力株式会社玄海原子力発電所4号機向けの配管における溶接事業者検査において、同社の協力事業者である財団法人発電設備技術検査協会の検査員が一部の検査を不要と判断していましたが、当日行われた任意の記録確認をもって検査を実施したものと、不適切に検査記録を修正していたことが判明しました。

本件を踏まえ、原子力安全・保安院より同協会を協力事業者としている当社を含む各原子炉設置者に対して、管理体制の充実を図る注意喚起がなされるとともに、同協会が協力事業者として行った溶接事業者検査について、実施されていない項目の有無を調査し、平成24年1月20日までに報告するよう指示を受けたものです。

今後、同院からの注意喚起及び指示に対して、適切に対応してまいります。

以上

### 溶接事業者検査

電気事業法に基づき、高温、高圧の容器や配管などの溶接部に対して、設置者がその使用開始前に技術基準に適合していることを確認するため実施する検査